

サステナブル農山村 生坂村 まち・ひと・しごと創生

寄附金（企業版ふるさと納税寄附）募集要項

本村の地方創生を目的とした事業を応援する目的で、企業版ふるさと納税寄附（地方創生応援税制）として寄附いただける企業を次のとおり募集します。

なお、年度ごとの募集事業は生坂村ホームページをご覧ください。

<https://www.village.ikusaka.nagano.jp/gyousei/soumuka/kigyoubanfurusatouzei.html>

1. 対象事業

- ① 地域の特性に応じた、雇用・就業の創出事業
- ② 村からの人口流出を抑制し、移住・定着を図る事業
- ③ 結婚・出産・子育ての環境を整える事業
- ④ 安心でやさしい暮らしをつくり、守る事業

2. 募集対象企業

生坂村以外に本社（主たる事務所又は事業所）を置く企業

3. 募集寄附額

7億円(令和7年から令和11年度累計)

※寄附額の下限額は10万円となっています。

※年度ごとの募集寄附額は生坂村ホームページでご確認ください。

4. 募集期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5. 寄附の申出方法

別紙「生坂村企業版ふるさと納税寄附申出書」に必要事項を記入後、メール、郵便のいずれかの方法で以下まで送付してください。

〒399-7201

長野県東筑摩郡生坂村5493-2

生坂村役場総務課

電話：0263-69-3111

Mail：soumukacho@vill.ikusaka.nagano.jp

6. 寄附金の払込時期

各法人（寄附企業）の事業年度内に寄附金を納付することが必要です。

（例）令和7年4月から令和8年3月（令和7年度）が事業期間の法人（3月決算法人）は、令和7年4月から令和8年3月（令和7年度）までの間に寄附金を納付することにより、令和7年度の法人税等の納税の際に軽減措置を受けることができます。

7. 寄附金の払込方法

（1）納入通知書による納付

納入通知書を送付しますので、金融機関で払い込みください。

なお、次の金融機関以外で払い込みをする場合は、手数料が必要となります。

長野県外の金融機関

（2）郵便局（ゆうちょ銀行）納付書による納付

納入通知書を送付しますので、お近くの郵便局（ゆうちょ銀行）で払い込みください。

なお、手数料は不要です。

（3）銀行等からの口座振込

生坂村会計管理者の口座情報をご連絡しますので、お近くの金融機関でお振り込みください。

8. 寄附後の手続き

寄附金の入金確認後、生坂村から受領書を送付いたします。

税額控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

9. 税制上の優遇措置

税制上の優遇措置として、次のとおり最大9割の税の軽減措置を受けられます。

ただし、各税の軽減措置には上限がありますので、個別にご相談ください。

①法人住民税寄附額の4割を税額控除。

（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

③法人事業税寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

10. 問い合わせ先

〒399-7201

長野県東筑摩郡生坂村5493-2

生坂村役場総務課

電話：0263-69-3111

Mail：soumukacho@vill.ikusaka.nagano.jp